令和　８年（ケ）第　　４０号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１１日
横浜地方裁判所小田原支部民事部
裁判所書記官　原　　祐　子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日から 令和　８年１２月１０日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　５日　午前　９時５０分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月２３日　午前１０時００分から 令和　８年１２月２３日　午後　３時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１１日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。　なお，特別売却実施期間中の買受申出の受付は，午前１０時から午後３時までの間（ただし，午後０時１５分から午後１時までの間を除く。）に行います。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	14, 330, 000 11, 464, 000	一括	2, 866, 000	143, 324	20, 474
1	14, 270, 000				
2	60, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　４０号

物　件　目　録

１　所　　在　　南足柄市関本字塚田

　　地　　番　　５２７番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０７．７０平方メートル

　　所有者　Ａ

２　所　　在　　南足柄市関本字塚田

　　地　　番　　５２７番７

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　１０３平方メートル

　　（現況）

　　地　　目　　公衆用道路

　　共有者　Ａ　持分５分の１

令和　８年（ケ）第　　４０号

物　件　明　細　書

令和　８年　９月　８日
横浜地方裁判所小田原支部民事部
裁判所書記官　原　　祐　子

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号１】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号１】
売却対象外の土地（地番５２９番１、同５２９番２）の通行を、同土地の所有者Ｂから許可されていない。

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　４０号

物　件　目　録

１　所　　在　　南足柄市関本字塚田

　　地　　番　　５２７番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０７．７０平方メートル

　　所有者　Ａ

２　所　　在　　南足柄市関本字塚田

　　地　　番　　５２７番７

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　１０３平方メートル

（現況）

　　地　　目　　公衆用道路

　　共有者　Ａ　持分５分の１

令和８年(ケ)第４０号
令和８年６月１６日受理
令和８年７月２３日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所小田原支部
執行官　山　崎　郁　雄

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　40号

物　件　目　録

1　所　　在　　南足柄市関本字塚田

　　地　　番　　５２７番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０７．７０平方メートル

　　以上　所有者Ａ

2　所　　在　　南足柄市関本字塚田

　　地　　番　　５２７番７

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　１０３平方メートル

　　以上　共有者　持分５分の１　Ａ

（土地用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）　　付近
土地	物件１、２
現況地目	■宅地　（物件１　）　■公衆用道路（物件２　）　□農地（物件　　） □雑種地（物件　　）　□山林　　（物件　　） □
形状	■公図のとおり（物件２）　　■地積測量図のとおり（物件１） □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者（破産管財人）　　□その他の者 □上記の者が本土地上に，下記目的外建物を所有し，占有している □上記の者が駐車場として使用し，占有している ■物件１は、上記の者が更地の状態で占有している ■物件２は、公衆用道路として使用されている □「占有者及び占有権原」のとおり □
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　　地方裁判所　　支部　令和　　年（　）第　　号 保管開始日　令和　　年　　月　　日
建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関　係　人　の　陳　述　等

陳　述　者 （当事者等との関係）	陳　述　内　容　等
■　A（所有者）	1　物件１土地は、道路まで出られないため、使用できず売却もできない。何件か不動産業者に売却を依頼したがだめだった。 2　本物件の調査が必要であることは承知した。ある程度前もって期日を知らせてもらえれば、私が立ち会えると思う。 （令和８年６月２３日電話で聴取）
■　破産管財人	1　物件１土地は接道がないため、使用できず売却もできない。 2　破産財団から放棄はしていないが、状況を見て判断しようと考えている。 3　本物件の調査については、Aに立ち会ってもらう。 （令和８年６月２４日電話で聴取）
■　A（所有者）	1　物件２土地の北側から北東側の公道へつながる地番５２９－１＋５２９－２土地（以下「北側道路」という。）については、地主のBから、物件１土地を使用するためには通らせないと言われている。そのため、物件１土地及び同２土地は使用できていない。 2　物件１土地は、私が購入したときには既に更地になっていた。十数年前までは建物があり、その建物の居住者は北側道路を通っていたと思う。私が物件１土地を購入したときに不動産業者からは、北側道路が通れないとは言われていなかった。物件２土地を共有する、同土地沿いに居住している人たちは北側道路を使用している。 3　物件１土地の南側の借地に私の自宅がある。同借地の、私の自宅建物の脇を通って、物件１土地との出入りをしようと思い、物件１土地南側境界付近の石垣の東端部分を削ってスロープを作り通路にしたが、地主のCから、物件１土地を使用するために同借地を使用してはだめだと言われてしまった。原状回復するように言われ、その作業をしている。 4　物件１土地に、何か埋設物があったとは聞いていない。取り壊した建物の基礎だと思うが、掘るとガラが出てくる。 5　物件１土地及び同２土地の境界について、いずれも争いはない。物件１土地の南側の境界が、石垣の上側か下側かは分からない。石垣を削ってスロープを作ったときに、境界標があったかどうかは気づかなかった。 （令和８年７月１５日目的物件で聴取）
■　D（物件２土地共有者）	1　私が自宅を建てたのは昭和４０年から５０年ころだったと思う。その時に、Bから北側道路を使用してもよいとの許可を得て使用している。 2　物件２土地と北側道路を通路として自由に使用している。使用するにあたり、いずれの土地についても金銭の支払はない。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関　係　人　の　陳　述　等

陳　述　者 （当事者等との関係）	陳　述　内　容　等
	3　近隣の物件２土地の共有者らも使用状況は同じである。物件１土地の前所有者は、同土地に家を建てて居住していたが、同じように使用していた。 4　物件１土地と私所有の地番５２７番１０土地との境界に問題はないが、境界に設置してあるブロック塀は、私と物件１土地の前所有者が費用を出し合って設置したもので、前所有者と私の共有であると認識している。 （令和８年７月１５日目的物件で聴取）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執　行　官　の　意　見

1　受命物件の状況は、公図、地積測量図及び添付写真のとおりである。

2　受命物件の占有状況については、関係人の陳述及び立入調査の結果等から、２枚目記載のとおりと認めた。

3　物件１土地は概ね平坦で、東西北側は、ほぼ境界に沿ってブロック塀で囲われており、北西隅付近で物件２土地と出入りできるようになっている。南側は隣地が低くなっており、その段差部分が石垣となっている。その東端付近には、Ａが南側土地へ出入りする通路として、石垣を削って造成したスロープがある。

4　物件１土地の南西側隅及び北東側隅の境界標は、草が茂っており確認できなかった。南東側隅の境界標は、石垣の削られた付近にあった可能性があるが、その近辺には確認できなかった。

5　物件２土地及び同土地と共に位置指定道路を構成している地番５２９－１＋５２９－２土地の道路部分の使用状況につき確認するため、物件２土地共有者ら及びＢ宅を訪問したが、不在又は転出等により、Ｄ以外からは聴取できなかった。

6　物件１土地は西側で建築基準法４２条１項５号の私道（物件２土地）に接しており、物件２土地は、地番５２９－１＋５２９－２土地と共に位置指定道路の一部を構成し、北東側で建築基準法４２条１項１号の市道に接している（評価人の調査による）。

7　Ａによれば、前項の位置指定道路を構成している地番５２９－１＋５２９－２土地の道路部分について、同土地所有者Ｂより、物件１土地を使用するために通行することは認めない旨言われているとのことである。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年6月17日（水） 13：45 ― 14：00	目的物件所在地	外観調査（写真撮影）
令和8年6月19日（金） 11：55 ― 12：00	横浜地方法務局西湘二宮支局	地積測量図、登記事項要約書申請・受理（地積測量図は受理なし）
令和8年6月23日（火） 14：10 ― 14：20	携帯電話	Ａより占有状況等聴取
令和8年6月24日（水） 9：55 ― 10：00	当庁	破産管財人より占有状況等聴取（電話）
令和8年7月15日（水） 14：15 ― 15：00	目的物件所在地	目的物件立入調査（写真撮影）、Ａ及びＤより占有状況等聴取（評価人同行）
令和　年　月　日（　） ：　―　：		
令和　年　月　日（　） ：　―　：		

（特記事項）

☐　令和　　年　　月　　日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐　令和　　年　　月　　日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

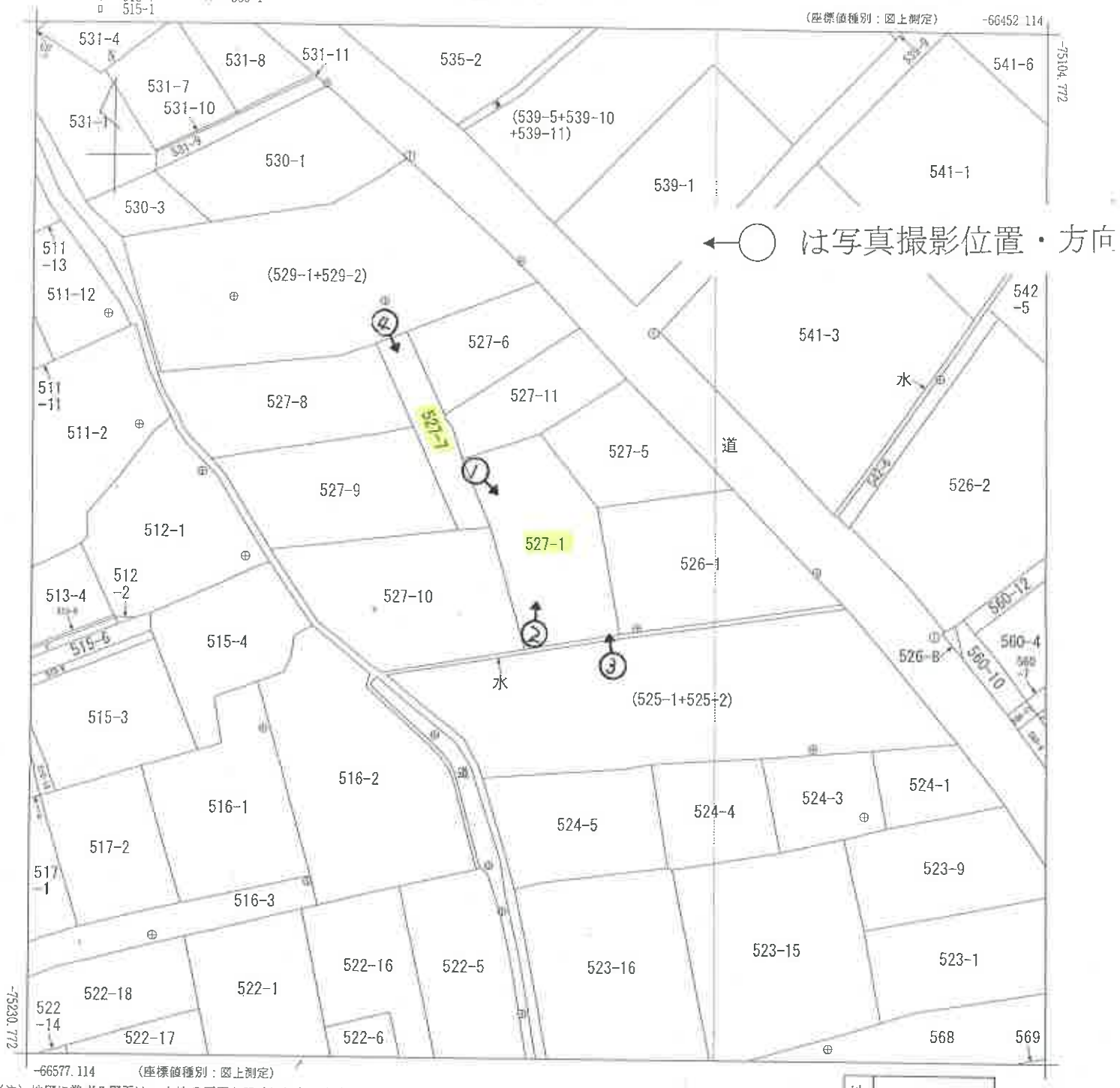
☐　令和　　年　　月　　日

休日・夜間執行許可の提示をした。

☐　令和　　年　　月　　日

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出	関本

請求部分	所在	南足柄市関本字塚田				地番	527番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和47年3月			備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月8日
横浜地方法務局西湘二宮支局
登記官 [redacted]

地図整理番号：M28672
(1/1)

(7枚目)

登記年月日：平成27年12月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年4月8日
横浜地方法務局西湘二宮支局
登記官

（8枚目）

地番	527－1
土地の所在	南足柄市関本字塚田

地積測量図

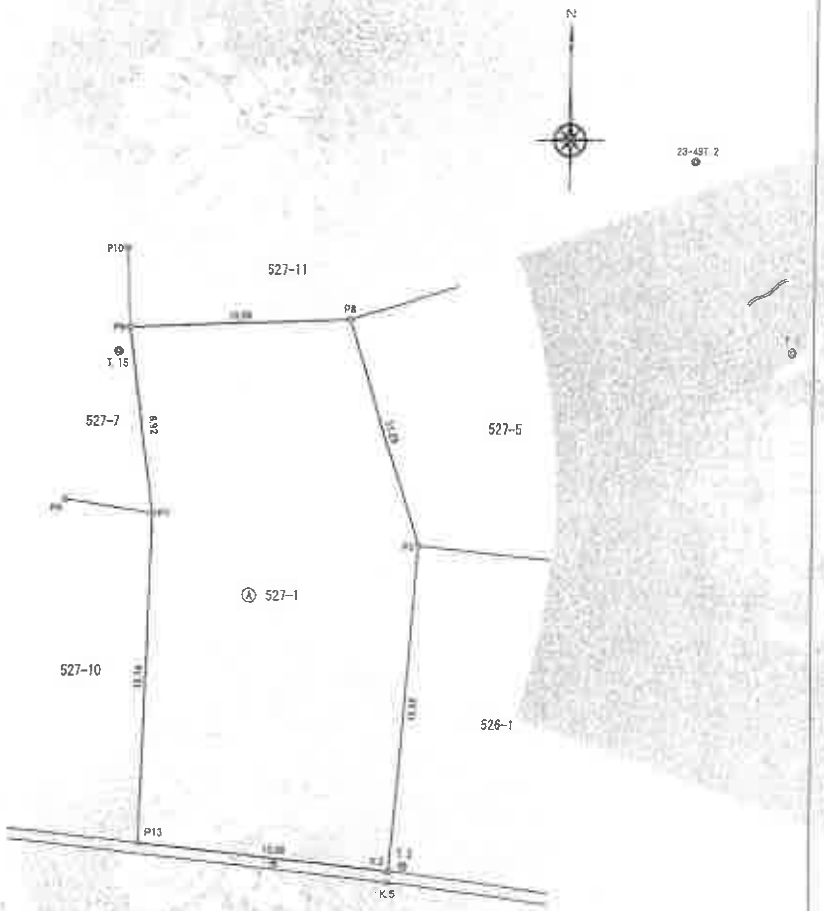
求積表

地番	Ⓐ 527－1				
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1−Yn−1)	距離	二重線
K. 2	422. 474	511 088	5603. 6951	15. 55	旗
P2	437. 973	512 358	−896. 0927	11. 29	旗
P8	448. 767	509. 042	−6236. 9637	10. 58	プレート
P9	448. 411	498. 460	−4228. 0673	8. 92	プレート
P7	439. 560	499. 613	278. 5810	15. 74	プレート
P13	423. 820	499. 094	4863. 3345	12. 06	旗
		倍積	−615. 4134		
	合計面積		307. 70655		
	地積		307. 70	㎡	

地番	面積
Ⓐ 527−1	307. 70655 ㎡

測量年月日	平成27年12月 3日
座標系	任意座標系

筆界点・引照点			
測点名	種別	X座標	Y座標
K. 1	旗	417. 147	545. 771
K. 2	プラスチック杭	422. 695	511. 720
23-49T. 2	金属鋲	156. 505	525. 465
T. 15	鋲	447. 209	497. 929
K. 5	旗	421. 938	511. 022
P6	旗	440. 234	495. 486
P10	プレート	452. 198	498. 314



本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

作成者	平成 27年 12月 3日作成)	申請人	縮尺	1/250

地図整理番号：地28673

①



②



③



④



令和８年　　（ケ）　　第40号
令和８年７月15日　現地調査
令和８年７月28日　評　　価

横浜地方裁判所小田原支部

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
藤　原　新　一

第１　評価額

一 括 価 格（合計）	
金１４，３３０，０００円	
内　　訳　　価　　格	
物　件　１（土地）	金１４，２７０，０００円
物　件　２（土地）	金６０，０００円

第２　評価の条件

１．本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２．評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。

３．現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４．物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

物件番号	登　　記	現　　況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		地目：公衆用道路
特　　記　　事　　項		
特になし		

＊現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

令和　8年（ケ）第　　40号

物　件　目　録

1　所　　在　　南足柄市關本字塚田

　　地　　番　　５２７番１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３０７．７０平方メートル

　　以上　所有者Ａ

2　所　　在　　南足柄市關本字塚田

　　地　　番　　５２７番７

　　地　　目　　雑種地

　　地　　積　　１０３平方メートル

　　以上　共有者　持分５分の１　Ａ

第４　目的物件の位置・環境等

１．　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位　置・交　通	伊豆箱根鉄道大雄山線「大雄山」駅の概ね北西方約260m（道路距離）に位置する。	
付近の状況	駅から徒歩圏内の商業性が強い地域	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	近隣商業地域
	建蔽率	80%
	容積率	300%
	防火規制	準防火地域
	その他	◇ 景観計画区域（市全域） ◇ 宅地造成等工事規制区域（市全域） ◇ 埋蔵文化財包蔵地（No.36）
画地条件	規模	307.70㎡
	形状	不整形地
	間口・奥行	間口約8.9m程度、奥行約11.3m程度
	地勢	南側隣接地より2mほど高く、物件1自体は平坦である。
接面道路の状況	西側で幅員約4.0m舗装私道（建築基準法第42条1項5号、以下「位置指定道路」という。）に約8.9m程度略等高に接面している。この道路は物件2（527-7）と529-1+529-2土地の一部で構成されている。（後記（※）参照） なお、南側で市が管理する幅約0.5mの水路が境界確定図上存在するが、現況は水路の形態をなしていなかった。	
土地の利用状況等	更地の状態で土地所有者（破産管財人）が占有している。	
供給処理施設	上水道	引込可
	都市ガス	なし
	下水道	引込可

特記事項	◇ 周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されており、建物建築時にあたっては文化財保護法第 93 条の規定に基づく届出を要し、試掘・発掘調査を要する場合がある。 ◇ 土地の南西側が用途境となっている可能性があるため、注意を要する（用途地域：第一種住居地域、建蔽率：60%、容積率：200%）。 ◇ 債務者兼所有者 A によると、物件 2（位置指定道路の一部）の北側から北東側の公道へつながる 529-1+529-2 土地（以下「北側道路」という。）については、同土地所有者 B より、物件 1 土地を使用するために通行することは認めない旨を言われているため、物件 1 土地及び同 2 の土地は使用できていないとのことである。また、物件 1 土地上には十数年前までは建物があり、取り壊した建物の基礎だと思料されるガラが出てくることがあるが、埋設物はないとのことであった。（後記（※）参照） ◇ 物件 1 北西隅付近で（位置指定道路の一部である）物件 2 と出入りができる。南側隣地が低く、その段差部分が石垣となっている。また東端付近には、南側へ出入りする通路として石垣を削って造成したスロープがある。当該スロープは、南側隣地の地主である C から原状回復（スロープを撤去）するように言われ、現在はその作業をしているとのことである。 ◇ 南西側隅及び北東側隅は、草が茂っており境界標を確認できなかった。なお、近隣と土地の境界について争いはないとのことである。 ◇ 東・西・北側は、ほぼ境界に沿ってブロック塀で囲まれており、北西端付近で物件 2 である位置指定道路に出られる。なお物件 2 土地共有者 D によると、当該ブロック塀は、物件 1 土地の前所有者と費用を出し合って設置したもので、前所有者との共有だと認識しているとのことである。 ◇ 上述のとおり、過去に建物があったようで、上下水道課によると上水道は引き込まれているとのことである。なお、以前の建物に関する建築計画概要書等の書類は無かった。 （※）上記のとおり、物件 1 は位置指定道路に接しており、建築

	基準法上、建築は可能である。しかし、北東側市道に接続する位置指定道路の構成部分である 529-1+529-2 の土地の一部を同土地所有者 B より「通行することは認めない」旨言われているため、注意を要する。

2． 土地の概況及び利用状況等（物件 2）

画　地　条　件 （規模・形状等）	幅約4.0m、奥行約25mの長方形地で、規模は103.0㎡である。
土地の利用状況等	不特定の人が利用する公衆用道路として使用されている。北側道路を介して北側道路の北東側で幅員約5.1mの舗装市道（関本・雨坪線、建築基準法第42条1項1号）に接面している。
特　記　事　項	◇ 北側道路と位置指定道路を構成している。 ◇ 持分は物件目録のとおり。 ◇ 課税上、免税点未満である。 ◇ 土地の南西側が用途境となっている可能性があるため、注意を要する（用途地域：第一種住居地域、建蔽率：60%、容積率：200%）。 ◇地積測量図がないが、机上での計算、現地からの概測よりほぼ登記面積を充足しているものと判断した。 ◇位置指定道路の詳細については、以下のとおり。 指定道路の種類：第 42 条 1 項 5 号 指定番号：第 300 号 指定年月日：昭和 36 年 12 月 7 日 指定位置：足柄上郡南足柄町関本 527 番 7、529 番 指定道路の延長：35.9m 指定道路の幅員：4m

第５　評価額算出の過程

１．基礎となる価格

① 物件１（土地）

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡）	個別格差	更地価格（円／㎡）	地積（㎡）	価格（円）
1	86,600	85／100	73,600	×307.70	＝ 22,650,000

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示地　南足柄－3

地価公示価格	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
75,300 円/㎡	× 100／100	× 100／100	× 100／87	＝ 86,600 円/㎡

◇時点修正：令和８年１月１日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：補正の必要なし。

◇地域格差：地価公示地の所在地域は対象地域に比し街路条件、交通接近条件、環境条件等の総合格差で上記のとおり。

◇個別格差：行止まり地であること、規模が大きいこと、形状にやや劣ること及び「第４　目的物件の位置・環境等」記載の特記事項等を勘案し総合格差で上記のとおり。

② 物件２（土地）

目的土地の土地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡）	価値率	地積（㎡）	持分割合		価格（円）
2	86,600	×0.05	×103	1/5	＝	90,000

標準画地価格：「①のとおり」

◇価値率：　不特定多数の用に供されている公衆用道路であり、その価値率を5%と判定した。

２．評価額の判定

前記により求めた価格を基に、所要の修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

物件番号	基礎となる価格（円）	土地利用権等価格の控除及び加算（円）	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正	その他の控除	評価額（円）
1	22,650,000			× 0.9	× 0.7		＝ 14,270,000
2	90,000			× 0.9	× 0.7		＝ 60,000
一括価格（合計）							14,330,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：物件１及び物件２の価値は、位置指定道路の構成部分である 529-1+529-2 の土地の一部が、利用できるか如何による。 建築基準法上は問題ないものの、上述した「**第４　目的物件の位置・環境等**」記載の特記事項等を勘案すると、一定の不確実性があることを勘案し、－10％とした。

競売市場修正：－30％と判定した。

その他の控除：必要なし。

第６　参考価格資料

１．地価公示地：南足柄-3

所　　在：南足柄市飯沢字久保田 59 番 10

価　　格：75,300 円／㎡

位　　置：伊豆箱根鉄道大雄山線「大雄山」駅約 400m

価 格 時 点：令和８年１月１日

地　　積：119 ㎡

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北東側 4.0m市道

用 途 指 定 等：市街化区域

第一種中高層住居専用地域（建蔽率 60%，容積率 200%）

準防火地域

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

２．固定資産税評価額（令和８年度）

物件１　　14,624,981 円

物件２　　545,900 円（非課税、持分５分の１）

第７　附属資料の表示

位置図

公図写（Ａ３判からＡ４判へ縮小）

地積測量図写（Ａ３判からＡ４判へ縮小）

位　置　図

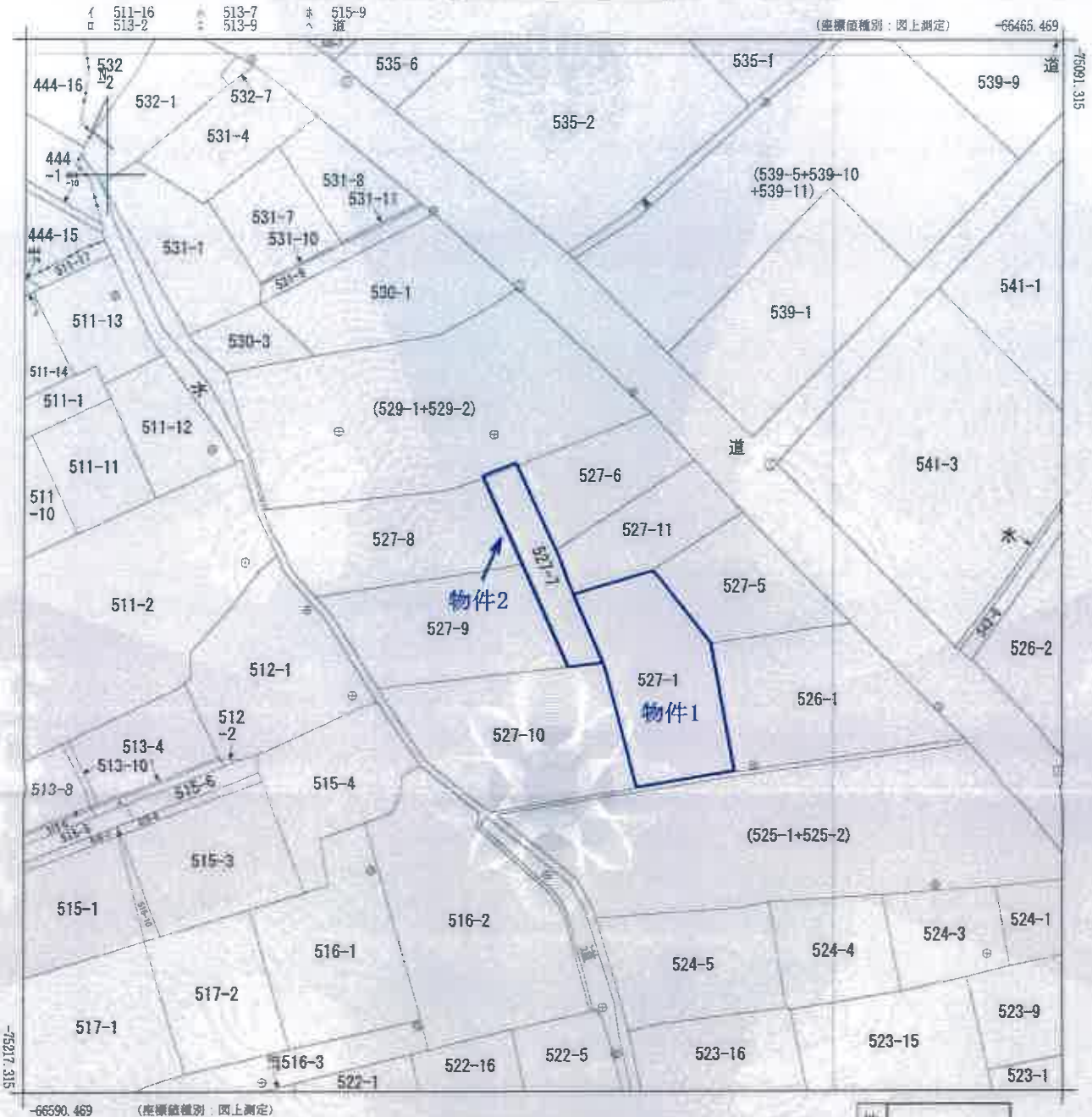


(株)マップル　スーパーマップル・デジタル
地図使用承認　©マップル第7-066号

1：10,000 相当

地図上の1センチは 約 100 メートル

公　図　写



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出	間本

請求部分	所在	南足柄市関本字塚田				地番	527番7		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	区	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和47年3月			備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月8日
横浜地方法務局西湘二宮支局
登記官 [redacted]

地図整理番号：M28674
(1/1)

本図面はＡ３判をＡ４判に縮小したものである。

登記年月日：平成27年12月15日

地積測量図

地番	527－1
土地の所在	南足柄市関本字塚田



物件1

求積表

地番	Ⓐ 527－1				
NO	Xn	Yn	Xn・(Yn+1－Yn－1)	距離	境界標
K 2	412.474	511.088	3803.6951	16.55	鉄
P2	437.973	512.358	-896.0027	11.29	鉄
P8	448.767	500.042	-5236.9837	10.58	プレート
P9	448.411	498.460	-4285.0673	8.92	プレート
P7	439.560	499.513	278.8810	15.74	プレート
P13	423.520	499.094	4883.3345	12.08	鉄
		倍積	-615.4131		
	合計	面積	307.70655		
		地積	307.70 ㎡		

地番	面積
Ⓐ 527-1	307.70655 ㎡

測量年月日	平成27年12月 3日
座標系	任意座標系

筆界点・引照点			
測点名	種類	X座標	Y座標
T.1	鉄	417.147	545.171
T.2	プラスチック鋲	422.693	511.720
23-497.2	金属鋲	156.505	525.165
T.15	鉄	447.209	527.929
K.3	鉄	421.938	511.922
P6	鉄	443.234	495.486
P10	プレート	452.198	498.314

作成者	[redacted]	申請人	[redacted]	縮尺	1／250

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年4月8日　横浜地方法務局西湘二宮支局　登記官

[redacted]

本図面はA3判をA4判に縮小したものである。

地図整理番号：M28673